

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	さつま町子ども医療費助成事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

さつま町は、子ども医療費助成事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

鹿児島県さつま町長

公表日

令和8年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	さつま町子ども医療費助成事務
②事務の概要	・さつま町子ども医療費助成条例に基づき、子ども医療費の支給情報の管理、統計報告資料の作成、データ分析等の処理を行う。 ・情報連携のため、さつま町は、Public Medical Hub (PMH) へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。 ①子ども医療費助成の申請・更新受付、審査、決定事務 ②子ども医療費助成の受給者証の発行、決定通知 ③子ども医療費助成の月次支給 ④子ども医療費受給者台帳の照会 ⑤Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る事務
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、総合福祉システムWEL+、Public Medical Hub
2. 特定個人情報ファイル名	
対象者ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 番号法 ・ 第9条第2項 2 さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 ・ 第4条第1項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供) なし (情報照会) 番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども課
②所属長の役職名	こども課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	さつま町役場 こども課 (鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2 0996-53-1111)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	さつま町役場 こども課 (鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2 0996-53-1111)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用)は、USBメモリをパスワードにより解除すること、申請書等に記載された特定個人情報についてはマスキング処理等を行うこととしている。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づいて特定個人情報の収集を行うため、目的外の入手が行われることはない。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当	健康増進課	子ども支援課	事後	組織再編に伴う変更
平成29年9月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当	健康増進課長 四位 良和	子ども支援課長 鍛冶屋 勇二	事後	組織再編に伴う変更
平成29年9月1日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・	さつま町役場 健康増進課	さつま町役場 子ども支援課	事後	組織再編に伴う変更
平成29年9月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取	さつま町役場 健康増進課	さつま町役場 子ども支援課	事後	組織再編に伴う変更
平成29年9月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数	平成28年4月1日時点	平成29年9月1日時点	事後	評価の見直しによる
平成29年9月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	平成28年4月1日時点	平成29年9月1日時点	事後	評価の見直しによる
平成30年9月1日	5.評価実施期間における担当 部署 所属長の役職名	子ども支援課長 鍛冶屋勇二	子ども支援課長	事後	様式の変更に伴う変更
平成30年9月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数	平成29年4月1日時点	平成30年9月1日時点	事後	評価の見直しによる
平成30年9月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	平成29年4月1日時点	平成30年9月1日時点	事後	評価の見直しによる
令和1年6月29日	II しきい値判断項目 1.対象人数	平成30年9月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	評価の見直しによる
令和1年6月29日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	平成30年9月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	評価の見直しによる
令和1年6月29日	IVリスク対策 リスク対策の評価変更		リスク対策の評価の実施	事後	評価様式の追加に伴う変更
令和2年6月29日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り	④子ども医療費時給者台帳の照会	④子ども医療費受給者台帳の照会	事後	誤字修正
令和2年6月29日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	令和1年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	評価の見直しによる
令和2年6月29日	II しきい値判断項目 1.対象人数	令和1年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	評価の見直しによる
令和2年6月29日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り	子ども医療費助成事務	さつま町子ども医療費助成事務	事後	評価の見直しによる
令和2年6月29日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り	子ども医療費助成条例に基づき、子ども医療費 の支給情報の管理、統計報告資料の作成、	さつま町子ども医療費助成条例に基づき、子ど も医療費の支給情報の管理、統計報告資料の	事前	評価の見直しによる
令和2年6月29日	I 関連情報 3.個人番号の利用	1 番号法 ・第9条第2項	1 番号法 ・第9条第2項	事後	評価の見直しによる
令和2年6月29日	I 関連情報 4.情報連携ネットワークシステ		1 さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の の提供に関する条例	事後	評価の見直しによる
令和3年6月29日	II しきい値判断項目 1.対象人数	令和2年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	評価の見直しによる
令和3年6月29日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	令和2年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	評価の見直しによる
令和3年9月1日	I 関連情報 4.情報連携ネットワークシステ	1 さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の の提供に関する条例	1 さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の の提供に関する条例	事前	令和3年9月1日に施行される 番号法の改正に伴う変更
令和4年6月29日	II しきい値判断項目 1.対象人数	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	評価の見直しによる

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月29日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	評価の見直しによる
令和4年6月29日	I 関連情報 4.情報連携ネットワークシステ	1 さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	1 さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	評価の見直しによる
令和5年6月29日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	評価の見直しによる
令和5年6月29日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	評価の見直しによる
令和6年6月28日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当	子ども支援課	こども課	事後	組織再編に伴う変更
令和6年6月28日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当	子ども支援課長	こども課長	事後	組織再編に伴う変更
令和6年6月28日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・	さつま町役場 子ども支援課（鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2 0996-53-	さつま町役場 こども課（鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2 0996-53-1111）	事後	組織再編に伴う変更
令和6年6月28日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取	さつま町役場 子ども支援課（鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2 0996-53-	さつま町役場 こども課（鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2 0996-53-1111）	事後	組織再編に伴う変更
令和6年6月28日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数	令和5年6月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	評価の見直しによる
令和6年6月28日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数	令和5年6月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	評価の見直しによる
令和7年6月30日	Ⅱ しきい値判断項目 2.対象人数	令和6年6月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	評価の見直しによる
令和7年6月30日	Ⅱ しきい値判断項目 3.取扱者数	令和6年6月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	評価の見直しによる
令和7年6月30日	8. 人手を介在させる作業項目の追加			事後	項目の新規追加
令和7年6月30日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策			事後	項目の新規追加
令和7年10月20日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る項目追加	事前	
令和7年10月20日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称		Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係るシステム追加	事前	
令和7年10月20日	Ⅳリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	委託する リスク対策の評価	事前	
令和8年6月30日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数	令和7年6月1日時点	令和8年6月1日時点	事後	評価の見直しによる
令和8年6月30日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数	令和7年6月1日時点	令和8年6月1日時点	事後	評価の見直しによる